

小鹿野町みどりの村関連施設指定管理者募集要項に関する質問に対する回答

NO1 受付日 令和5年4月10日

質問項目	募集要項1ページ 2 指定管理者が行う業務の範囲 (1) みどりの村関連施設(以下「関連施設」という。)の利用の許可に関する業務
質問内容	⑤旧サイクリングセンター敷地・③旧テニスコート敷地の一部・⑥旧プール敷地のイベント会場の許可は、指定管理者の業務として行うのか?
質問に対する回答	指定管理の対象施設に挙げた場所での行為は、指定管理の業務範囲と考えます。

NO2 受付日 令和5年4月10日

質問項目	小鹿野町みどりの村関連施設の管理運営に係る事業計画書 1ページ 2 指定管理者が行う業務の範囲
質問内容	1 指定管理業務を行うに当たっての基本方針 ○ 施設の利用にあたって、関連施設等利用への配慮について記載してください。 「施設の利用にあたって」とは、誰の利用を指すのか? 「関連施設等利用」とは、誰の利用を指すのか?
質問への回答	「施設の利用にあたって」とは、指定管理者の施設の利活用を示しています。指定管理者が施設を利用するにあたり、施設の利活用や他の施設等への配慮する点等について記載ください。 「関連施設等利用」とは、みどりの村における埼玉県・秩父市が管理する施設や近隣の施設など又は施設を利用する団体などを想定しています。

質問内容	<p>1 敷地内の外観は乗用車2台分の車庫（用途は不明）の所有者及び管理者は誰でしょうか？</p> <p>2 敷地内おがの若者センター宿直室に接する建物は、宿直室の日照を阻害しているが建築物の建築確認または計画通知では使用用途はどのように記載されているのか？同建物の所有者及び管理者は、誰でしょうか？</p> <p>3 指定管理開始日におがの若者センター内にある備品や消耗品の所有者及び管理者から引継ぎはありますか？また、指定管理者が不用と判断して引き継ぎを拒否することは可能でしょうか？ 指定管理者として引継ぎできない備品や消耗品は、誰が処分しますか？ 引き継いだ備品や消耗品のうち指定管理者が不要と判断した物は、誰の費用で処分するのか？</p> <p>4 休憩室2は、みどりの村開設当初から、来園者のためのみどりの村救護室として使用されていたことから、今後とも同様に救護室として使用するのが望ましいので指定管理する範囲から除くことは可能か？ さらに、おがの若者センターの一階右半分は、埼玉県みどりの村管理事務所として貸付し埼玉県の指定管理者管理することが望ましいが指定管理の範囲から除外することは可能でしょうか？ 以前、おがの若者センターを埼玉県に貸付していた際に賃借料収入の決算額を教えてください。また、いつから賃借料を徴収していないのか教えてください。</p> <p>5 おがの若者センター事務室は、埼玉県指定管理者が管理事務所として使用した場合、サービスの低下は懸念されるが、別に事務室を設ける必要があると思いますので事務室を次の案のとおりどれかを採用してよいか伺います？</p> <p>案1 みどりの交流館事務室を使用</p> <p>案2 おがの若者センター会議室を使用 空調新設・カーテン修繕・内壁修繕の費用がかかる</p> <p>案3 おがの若者センター厨房・休養室 空調新設の費用がかかる</p> <p>案4 おがの若者センター倉庫3を使用 空調新設の費用がかかる</p> <p>以上4案であるがいずれも過去の経緯から経費負担を埼玉県指定管理者と協議の必要がある。</p> <p>6 事務室、喫茶室等床材の損傷が激しいことや床材にアスベストが含まれている可能性が高いので、大至急修繕が必要と思われませんが修繕の予定はありますか？ 外構犬走のタイルの損傷個所がたくさんありますが、修繕の予定はありますか？</p>
------	--

<p>質問に対する 回答</p>	<p>質問 1 に対する回答 町の所有施設は若者センターのみです。埼玉県みどりの関連施設と認識しております。</p> <p>質問 2 に対する回答 町の所有施設は若者センターのみであるため、使用用途について町では把握しておりません。</p> <p>質問 3 に対する回答 備品等の引き継ぎ行為については、指定管理者の希望に沿います。 なお、町が所有する備品等については引継ぎ後も町が処分します。</p> <p>質問 4 に対する回答 若者センター建屋内は、すべて指定管理の業務範囲とします。 また、若者センターを埼玉県に貸付していた際の賃借料については、文書の保存期間が経過しているため、把握できませんが、現在は、小鹿野若者センターの一部について、埼玉県と町の協定により無償で貸し付けています。</p> <p>質問 5 に対する回答 仕様書 8 ページ中 2 4 「その他」その他に記載のあるとおり、埼玉県の指定管理者と協議を行ってください。</p> <p>質問 6 に対する回答 現時点では、修繕の予定はありませんが、指定管理者と協議のうえ決定します。</p>
----------------------	---

<p>質問項目</p>	<p>業務仕様書 2ページ 利用料について、19ページ 管理に関する経費</p>								
<p>質問内容</p>	<p>質問① 利用料金についてですが、条例で定められた範囲を越えない範囲でという記載がありますが、今後利用料の引き上げ等の条例変更の可能性はあるのでしょうか。民間事業者が健全に運営できる料金設定が望ましいと思います。町民へのサービスが必要ということであれば、町外利用者への価格設定を引き上げてよいのではないのでしょうか。</p> <p>質問② 現時点での水道光熱費が年間でどのくらいかかっているかを教えてください。</p> <p>質問③ 町や観光協会等がみどりの村関連施設を利用してのイベントとして計画が予定されていますか。その際に、イベントでの使用料など発生するのかどうかを教えてください。</p>								
<p>質問に対する回答</p>	<p>質問①に対する回答 利用料金の改正が必要な場合には、指定管理者と協議のうえ、小鹿野町みどりの村関連施設条例の改正について、検討してまいります。</p> <p>質問②に対する回答 令和4年度決算額</p> <table border="0" data-bbox="459 1173 995 1323"> <tr> <td>水道料金</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>198,304円</td> </tr> <tr> <td>共同施設利用管理費</td> <td>477,400円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>692,204円</td> </tr> </table> <p>質問③に対する回答 町主催のイベントは、特段予定されておりません。 利用料の減免については、小鹿野町みどりの村関連施設条例第10条（第14条読み替え規定）により規定されていますが、運用については指定管理者と町で協議したいと考えています。</p>	水道料金	16,500円	電気料金	198,304円	共同施設利用管理費	477,400円	計	692,204円
水道料金	16,500円								
電気料金	198,304円								
共同施設利用管理費	477,400円								
計	692,204円								

<p>質問項目</p>	<p>業務仕様書 12ページ 行目</p>
<p>質問内容</p>	<p>経費支払いに係る経費の支払い区分</p> <p>保険料 指定管理者が、損害賠償保険等に加入は必須ですか</p> <p>必須の場合 保険の賠償額を教えてください。</p> <p>また、本年度の保険の加入期間は、令和5年7月1日から6年3月31日まで、来年度は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年でよろしいでしょうか</p>
<p>質問に対する 回答</p>	<p>町では、全国町村会総合賠償補償保険（契約類型6）に加入しておりますが、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとなっているため、本保険の対象外となります。</p> <p>したがって、損害賠償保険等の加入は必須とします。</p> <p>補償額については、埼玉県の指定管理者募集要項で定められている以下の内容を満たす保険契約を締結してください。</p> <p>○賠償責任保険 保険の対象 指定管理施設内における事故等に対する賠償責任 補償額 身体：1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上 財物：1事故あたり3千万円以上</p> <p>○傷害保険 保険の対象 体験活動等参加者に対しての傷害保険 入院：1名1日あたり1万円以上、通院1名1日あたり5千円以上</p> <p>保険加入期間については、ご質問のとおり、年度毎に更新する場合も可能とします。</p>